流山市の給与・定員管理について

給与・定員管理等の公表は、『「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について』（令和８年３月９日総行給第１３号）の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和７年１月１日）	歳出額（千円）A	実質収支（千円）	人件費（千円）B	人件費率（%）B/A	（参考）令和５年度の人件費率（%）
流山市	212,562	86,250,838	1,674,773	11,590,634	13.4%	11.9%
我孫子市	131,317	47,222,829	704,728	8,777,400	18.6%	18.3%
野田市	153,538	60,851,014	1,387,863	10,175,961	16.7%	15.9%
柏市	437,634	167,261,012	5,022,296	28,219,634	16.9%	16.5%
松戸市	500,395	192,763,852	6,463,391	31,561,228	16.4%	15.3%
鎌ケ谷市	109,757	43,680,050	1,786,821	7,459,318	17.1%	16.2%

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数（人）A	給与費				１人当たり給与費 B/A（千円）	類似団体平均１人当たり給与費
		給料（千円）	職員手当（千円）	期末・勤勉手当（千円）	計　B（千円）		
６年度	1,111	4,178,192	1,114,200	1,794,968	7,087,360	6,379	6,799

（注）　１　職員手当には退職手当を含みません。
２　職員数は、令和６年４月１日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
３　給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

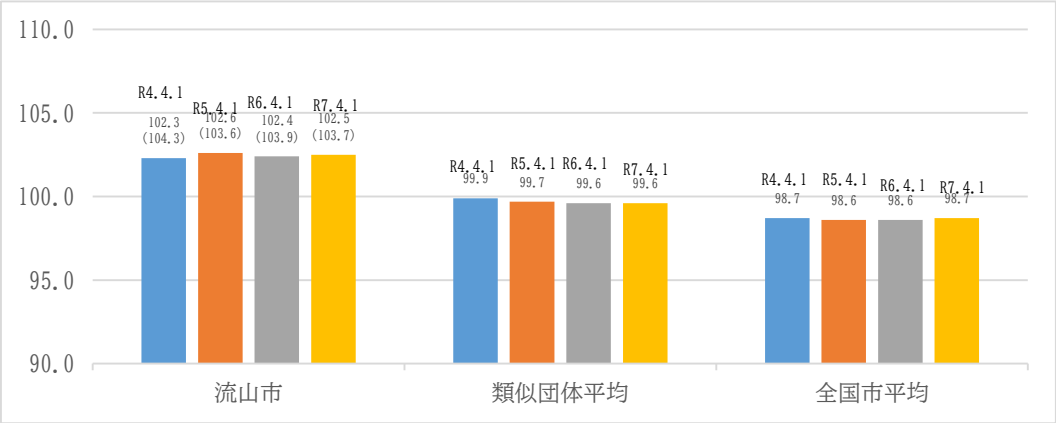

（注）　１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数です。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
４　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、６０歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いています。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合についてその理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

本市では、過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なる等により、ラスパイレス指数が１００を超えています。また、学歴に関係なく、職員本人の意欲や人事評価の結果、職務遂行能力に応じて部・課長に昇任させているため、高校・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が特に高い水準となっています。

（４）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っています。その他、各種手当について見直しを行っています。

①給料表の見直し　　［実施］

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

改定実施時期	令和７年４月１日
実施内容	給料表においては、国及び県の給与改定に準じて、２～７級の初号の給料月額を引き上げ、８級の号給を簡素な構成とした上で、新たな給料表への移行及び号給の切替えを実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準５％に対し、流山市においては７．５％を支給（令和７年度）。

（実施時期）令和７年４月１日より実施。

	各年度の支給割合		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
国基準による支給割合	6%	6%	5%
流山市の支給割合	7.3%	7.3%	7.5%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。（令和７年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢（歳）	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）	平均給与月額（国比較ベース）（円）
流山市	38.8	319,965	410,783	375,995
我孫子市	40.0	325,348	415,365	－
野田市	43.2	336,772	418,351	－
柏市	39.3	317,976	403,991	－
松戸市	42.1	326,880	440,818	－
鎌ケ谷市	41.3	310,914	399,332	－
千葉県	39.8	315,893	424,453	370,183
国	41.9	332,237	－	414,480
類似団体	42.1	330,096	437,516	393,258

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢（歳）	職員数（人）	平均給料月額（円）	平均給与月額（A）（円）	平均給与月額（国比較ベース）（円）	対応する民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額（B）（円）	A/B
流山市	50.7	60	319,657	382,088	353,983	－	－	－	－
うち学校給食員	55.3	15	339,387	378,381	370,215	飲食物調理従事者	45.5	280,200	1.35
うち清掃職員	50.2	22	319,873	418,610	357,969	廃棄物処理業	48.0	320,600	1.31
我孫子市	56.5	21	353,690	420,571	－	－	－	－	－
野田市	57.6	38	294,307	344,473	－	－	－	－	－
柏市	58.6	70	310,171	367,662	－	－	－	－	－
松戸市	56.2	177	291,725	341,628	－	－	－	－	－
鎌ケ谷市	57.1	4	326,489	356,944	－	－	－	－	－
千葉県	50.8	267	299,845	361,290	336,977	－	－	－	－
国	51.3	1,703	294,567	－	337,907	－	－	－	－
類似団体	52.5	87	325,452	388,929	367,277	－	－	－	－

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）（円）	民間（D）（円）	C/D
流山市	－	－	－
うち学校給食員	6,292,866	3,700,600	1.70
うち清掃職員	6,710,276	4,457,900	1.51

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢（歳）	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）
流山市	35.1	298,983	405,621
我孫子市	36.6	308,483	399,623
野田市	35.6	298,698	417,383
柏市	37.6	314,738	422,737
鎌ケ谷市	39.4	325,003	413,600
類似団体	39.0	322,070	435,813

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

（２）職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区分			初任給（円）
一般行政職	流山市	大学卒	225,600
		高校卒	194,500
	千葉県	大学卒	225,600
		高校卒	194,500
	国	大学卒　総合職	230,000
		大学卒　一般職	220,000
		高校卒　一般職	188,000
技能労務職	流山市	高校卒	194,500
	千葉県	高校卒	188,000

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）単位：円

区分			経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	流山市	大学卒	278,606	383,262	419,150	－
		高校卒	－	－	－	－
技能労務職	流山市	大学卒	－	－	－	－
		高校卒	－	－	－	－
消防職	流山市	大学卒	－	－	－	－
		高校卒	256,900	335,720	－	－

（注）　記載のない箇所は、当該職員がいない、又は３人以下となります。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比	１号給の給料月額（円）	最高号給の給料月額（円）
１級	事務員/技術員	27	4.7%	183,500	258,100
２級	主事/技師	188	33.0%	225,600	298,000
３級	副主査/主任主事/主任技師	83	14.6%	265,300	354,700
４級	主査	57	10.0%	298,800	389,300
５級	係長/主任主査	76	13.3%	321,300	403,200
６級	課長補佐	75	13.2%	355,200	416,700
７級	次長/課長	50	8.8%	408,300	452,200
８級	部長/事務局長	14	2.5%	458,300	488,500
合計		570	100.0%	－	－

（注）　１　流山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
　　３　構成比の合計は端数処理の関係上100％にならない場合があります。

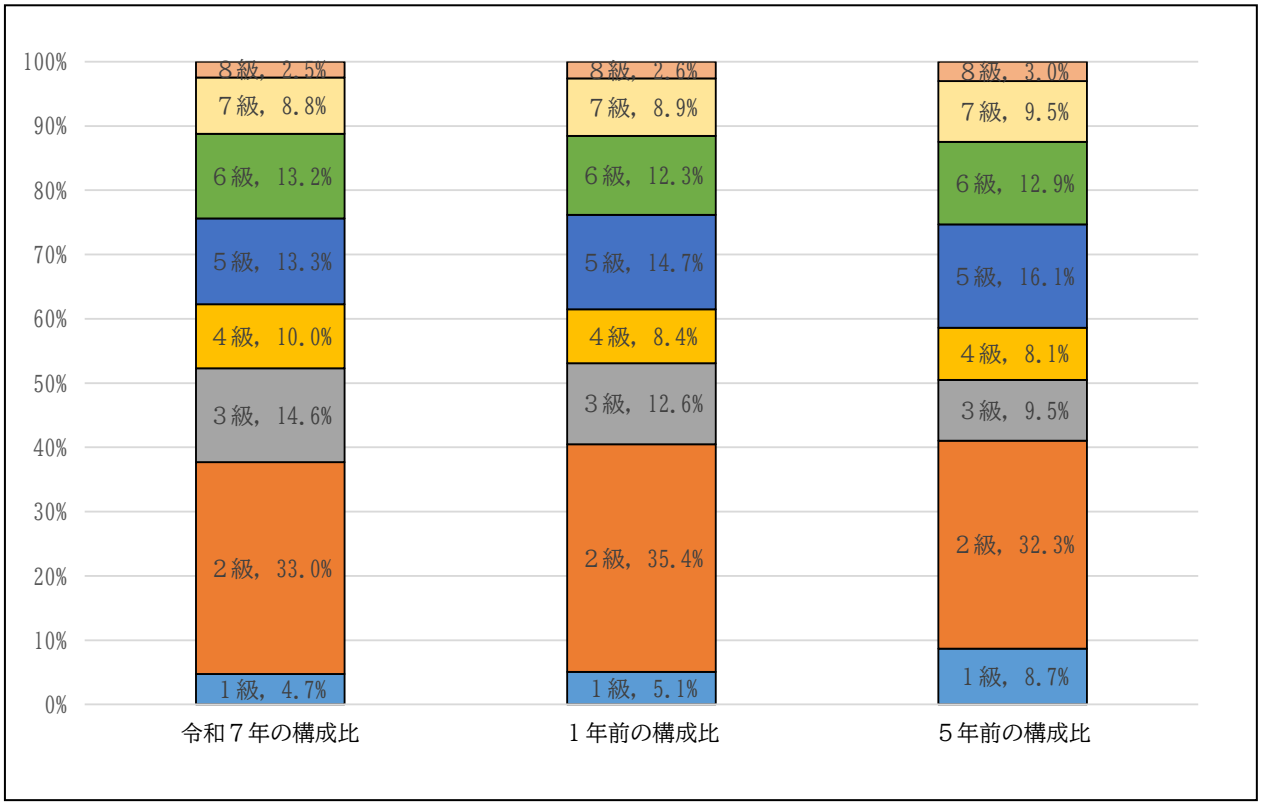

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）

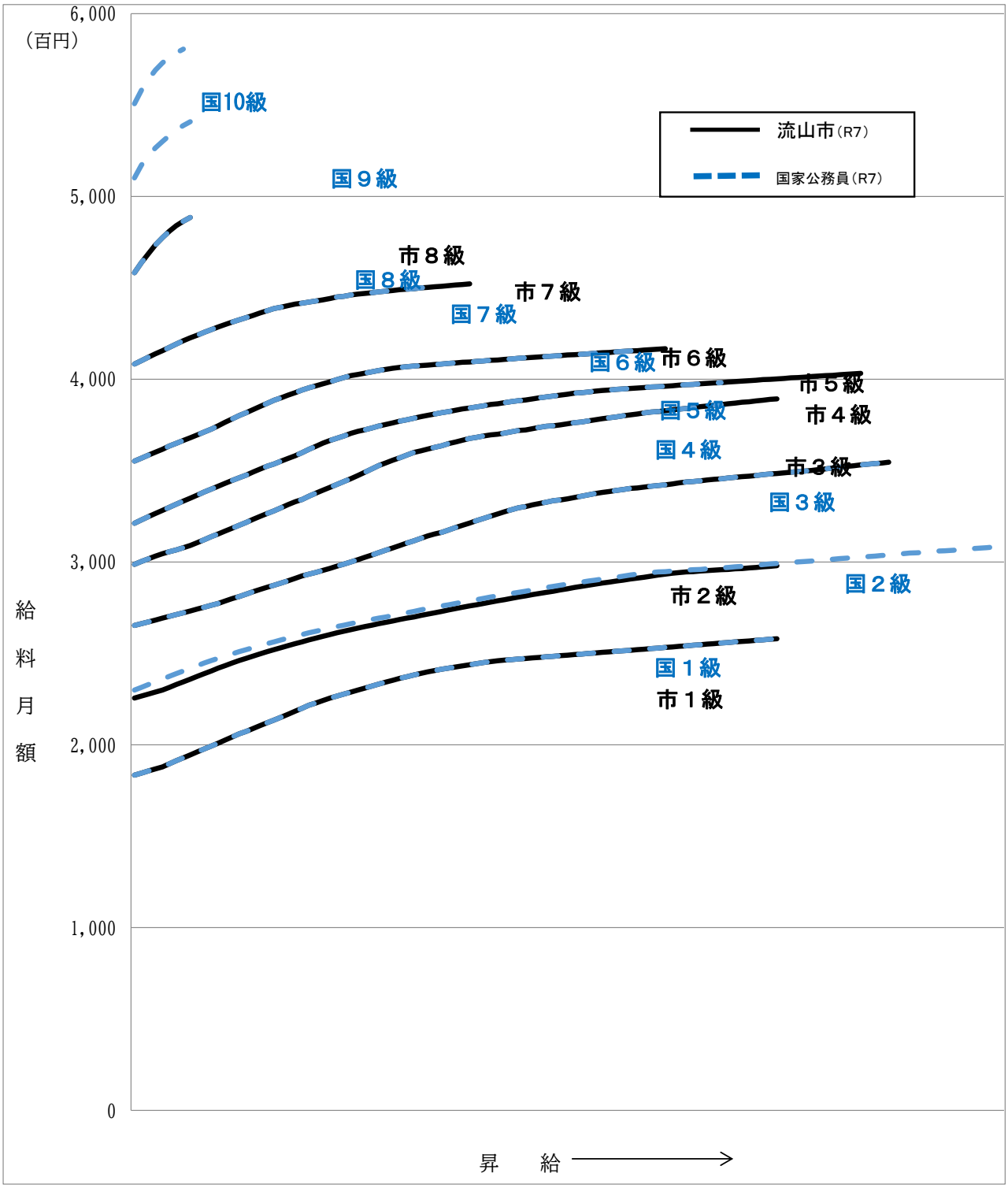

（３）昇給への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ　人事評価を活用していない					

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当（令和６年度）

区分	流山市	千葉県	国
１人当たり平均支給額	1,555千円	－	－
期末手当支給割合	2.50月分 (1.4月分)	2.50月分 (1.4月分)	2.50月分 (1.4月分)
勤勉手当支給割合	2.10月分 (1.0月分)	2.10月分 (1.0月分)	2.10月分 (1.0月分)
職制上の段階、職務の級などによる加算措置の状況	役職加算7～20%	役職加算5～20% 管理職加算15%、25%	役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

（注）　１人当たりの平均支給額は、特別職３人を除きます。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					

（２）退職手当（令和７年４月１日現在）

区分	流山市		国	
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7／100		83.7／100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
１人当たり平均支給額	3,053千円	21,806千円	－	－

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額です。

２　「勧奨認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

（３）地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	337,918千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	279,502円
支給対象地域	全地域
支給割合	7.5%
支給対象職員数	1,209人
国の制度（支給割合）	5.0%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	
自治体間における採用競争は厳しい状況が続いている中、東葛地域においても支給率を現状維持又は上げる傾向であり、均衡の原則の観点や、優秀な人材の確保及び職員の士気向上等の観点から支給割合を定めています。	

（４）特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	18,137千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	79,549円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	18.3%
手当の種類（手当数）（令和７年４月１日現在）	19手当

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務			支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価	
徴収手当	市税の滞納整理又は国民健康保険料、し尿の汲取り手数料若しくは市営住宅の家賃等の徴収に従事した者			45千円	日額	400円
税務調査手当	市税の課税調査に従事した者			196千円	日額	400円
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した者			70千円	日額	450円
電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者			120千円	月額	5,000円
病害虫防除等手当	病害虫の防除作業に従事した者			0円	日額	330円
火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者(高所作業手当の支給対象となる者を除く。)	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	73千円	1回	650円
			機関員でない者	124千円	1回	500円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	163千円	1回	520円
			機関員でない者	283千円	1回	400円
救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	1,004千円	1回	320円
			機関員でない者	1,583千円	1回	250円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	2,400千円	1回	260円
			機関員でない者	3,737千円	1回	200円
救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者			1,955千円	月額	5,000円
高所作業手当	消防職員で地上10メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	消火又は救助の作業に従事した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	11千円	1回	680円
			上記以外の時間の出動	1千円	1回	550円
		高度な訓練に従事した者		134千円	日額	550円
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者			0円	日額	500円
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者(防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。)			2千円	日額	350円
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱いをした者			0円	1件	1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いをした者			0円	1件	3,000円
社会福祉手当	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条に定める者			2,187千円	月額	4,200円
防疫手当	防疫業務に従事した者			2千円	日額	330円
清掃業務手当	清掃作業の自動車の運転に従事した運転士			0円	日額	280円
	塵芥処理に従事した機械管理員又は作業員			3,119千円	日額	550円
	し尿処理に従事した機械管理員			682千円	日額	550円
特殊車両等運転手当	トラクター、ショベルカー、ロードローラー又はブルドーザー等の特殊車両(以下「特殊車両」という。)の運転に従事した者			0円	日額	530円
	本務として乗車定員30人以上又は最大積載量6,500キログラム以上の自動車(以下「大型自動車」という。)の運転に従事した者			0円	日額	330円
	本務として自動車(特殊車両及び大型自動車を除く。)の運転に従事した者			59千円	日額	250円
廃棄物処理施設技術管理者手当	廃棄物処理施設技術管理者である者			120千円	月額	5,000円
臨時運転手当	自動車の運転を本務としない者で専任の運転士に代わって土木作業用又は清掃作業用自動車を運転した者			71千円	日額	220円

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	263,922千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	267千円
支給実績（令和５年度決算）	264,599千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	274千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（６）その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	〇配偶者3,000円 〇配偶者以外の扶養親族 子　11,500円 子以外　6,500円 （16歳～22歳の子１人につき、5,000円加算）	同じ	－	91,894千円	230,310円
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	－	89,754千円	318,275円
通勤手当	〇電車・バスを利用する場合 月額150,000円を限度として、６か月を超えない期間で低廉な定期券・回数券等の価格を一括支給 〇乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給	異なる	〇乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	115,700千円	127,704円
管理職手当	〇５級～８級の管理職に支給 8級（部長相当職） 87,800円 7級（課長相当職） 69,700円 6級（課長補佐相当職） 56,300円 5級で管理職である者（指導主事、管理主事） 48,500円	異なる	〇管理又は監督の地位にある職員の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給 〇俸給の特別調整額における職務の級や区分に応じて46,300円～139,300円を支給	161,451千円	740,599円
休日勤務手当	〇祝日に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給 〇年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に150/100を乗じた額を支給	異なる	〇祝日及び年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給	61,705千円	280,479円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日午前５時）に勤務した職員に通常の時間単価に25/100を乗じた額を支給	同じ	－	8,024千円	48,631円
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等により平日深夜（午後１０時～午前５時）又は週休日等に勤務した場合に支給 〇週休日等の場合 勤務１回につき、職務の級に応じ4,000円～10,000円（６時間を超える勤務は５割増） 〇平日深夜の場合 勤務１回につき、職務の級に応じ2,000円～5,000円	異なる	〇俸給の特別調整額の区分等に応じて、週休日等の勤務については勤務１回につき6,000円～18,000円（６時間を超える勤務は５割増）、平日深夜については3,000円～6,000円を支給	3,175千円	25,400円

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等					
		流山市	我孫子市	野田市	柏市	松戸市	鎌ケ谷市
給料	市長	926,500円	900,000円	972,000円	974,900円	1,050,000円	900,000円
	副市長	800,000円	769,000円	831,000円	801,400円	860,000円	780,000円
報酬	議長	547,900円	540,000円	564,000円	677,600円	720,000円	505,000円
	副議長	488,100円	480,000円	509,000円	605,600円	660,000円	455,000円
	議員	458,250円	450,000円	467,000円	585,300円	590,000円	430,000円

区分		支給割合（令和６年度）
期末手当	市長	4.55 月分
	副市長	4.55 月分
	議長	4.40 月分
	副議長	4.40 月分
	議員	4.40 月分

区分		算定方法	１期の手当額	支給時期
退職手当	市長	給料月額×在職月数×0.35	15,565,200円	任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.25	9,600,000円	任期毎

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

区分		給料月額等（円） （参考）類似団体における最高/最低額
給料	市長	1,130,000 / 643,500
	副市長	930,000 / 750,000
報酬	議長	724,000 / 463,000
	副議長	660,000 / 420,000
	議員	606,000 / 400,000

６　職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由　　（令和７年４月１日現在）

区分			職員数 令和６年	職員数 令和７年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	10人	11人	1人	議会事務強化
		総務	170人	172人	2人	国勢調査関係体制強化　等
		税務	57人	60人	3人	係の新設
		労働	0人	0人	0人	
		農水	11人	10人	▲ 1人	退職不補充
		商工	15人	16人	1人	観光関連イベント対応
		土木	110人	110人	0人	
		計	373人	379人	6人	＜参考＞人口１万人当たりの職員数 17.8人
	福祉部門	民生	288人	293人	5人	社会福祉関係給付事業強化
		衛生	96人	105人	9人	公害事業体制強化　等
		計	384人	398人	14人	
	一般行政計		757人	777人	20人	＜参考＞人口１万人当たりの職員数　36.6人 類似団体人口１万人当たりの職員数　45.4人
	教育部門		140人	138人	▲ 2人	退職不補充　等
	消防部門		214人	216人	2人	消防体制強化
	小計		1,111人	1,131人	20人	＜参考＞人口１万人当たりの職員数　53.2人 類似団体人口１万人当たりの職員数　61.6人
公営企業等会計部門	水道		18人	18人	0人	
	下水道		16人	16人	0人	
	その他		62人	65人	3人	国保関係事業体制強化
	小計		96人	99人	3人	
合計 [条例定数]			1,207人 [1,368人]	1,230人 [1,376人]	23人	＜参考＞人口１万人当たりの職員数 57.9人

※人口１万人当たりの職員数は、令和７年１月１日現在の住民基本台帳人口に基づくものです。

（２）年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

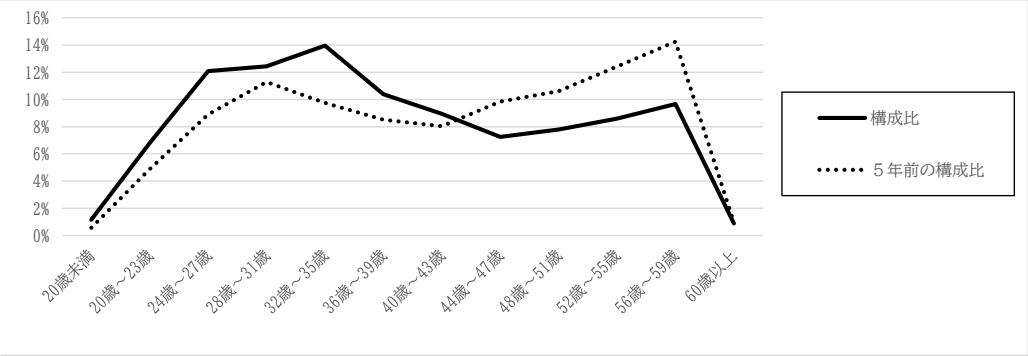

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	75人	151人	156人	179人	181人	117人	94人	76人	74人	87人	35人	1,230人
内訳													
男性	5人	51人	89人	99人	103人	86人	83人	59人	49人	46人	60人	30人	760人
女性	0人	24人	62人	57人	76人	95人	34人	35人	27人	28人	27人	5人	470人

（３）職員数の推移

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	過去５年間	
							増減数	増減率
一般行政	678人	690人	720人	730人	757人	777人	99人	14.6%
教育	134人	132人	137人	144人	140人	138人	4人	3.0%
消防	199人	206人	212人	213人	214人	216人	17人	8.5%
普通会計計	1,011人	1,028人	1,069人	1,087人	1,111人	1,131人	120人	11.9%
公営企業等会計	91人	89人	93人	95人	96人	99人	8人	8.8%
総合計	1,102人	1,117人	1,162人	1,182人	1,207人	1,230人	128人	11.6%

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7　公営企業職員の状況

（1）水道・下水道事業

①職員給与費の状況

ア　決算

事業	区分	総費用 A（千円）	純損益又は実質収支（千円）	職員給与費 B（千円）	総費用に占める職員給与費比率 B/A（%）	（参考） 5年度の総費用に占める職員給与費比率（%）
水道事業	令和６年度	3,082,821	629,186	104,172	3.4	3.4
下水道事業	令和６年度	3,657,332	171,039	75,252	2.1	2.1

事業	区分	職員数 A（人）	給与費				1人当たり給与費 B/A（千円）
			給料（千円）	職員手当（千円）	期末・勤勉手当（千円）	計 B（千円）	
水道事業	令和６年度	18	72,226	15,048	32,575	119,849	6,658
下水道事業	令和６年度	17	65,408	13,352	29,058	107,818	6,342

（注）　1　職員手当には退職給与金を含みません。
2　職員数は、令和７年３月３１日現在の人数です。
3　職員数及び給与費には、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、上下水道事業管理者、会計年度任用職員は含みません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区分		平均年齢（歳）	基本給（円）	平均月収額(円)
水道事業		40.2	329,606	558,013
下水道事業		43.7	294,306	482,426
団体平均	水道事業	44.3	368,401	590,688
	下水道事業	44.6	374,475	574,862

（注）　1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

	水道事業		下水道事業	
１人当たり平均支給額（令和６年度決算）	1,810千円		1,709千円	
令和６年度支給割合 （再任用職員）	期末手当 2.50 月分 （1.425 月分）	勤勉手当 2.10 月分 （1.025 月分）	期末手当 2.50 月分 （1.425 月分）	勤勉手当 2.10 月分 （1.025 月分）
職制上の段階、職務の級等による加算措置の状況	役職加算7%～20%		役職加算7%～20%	

（注）　（　　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

	水道事業		下水道事業	
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
１人当たり平均支給額	－	－	－	－

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額です。
2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。
3　記載のない箇所は、当該職員がいない、もしくは３人以下となります。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	10,641千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	304,031円
支給対象地域	全地域
支給割合	7.5%
支給対象職員数	35人
一般行政職の支給割合	7.5%

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

区分	全職種
支給実績（令和６年度決算）	60千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	60,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	2.9%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価	
電気主任技術者手当	自家用電気工作物主任技術者である者	－	月額	5,000円
水道技術管理者手当	水道技術管理者である者	60千円	月額	5,000円
危険手当	人体に影響を及ぼす勤務に従事した者。ただし、機械管理員がその本来的業務において人体に危険を及ぼす業務に従事する場合を除く	－	日額	300円
緊急業務手当	勤務時間外の緊急事故処理に出勤した者	－	１回	2,000円
徴収手当	公共下水道の使用料等の徴収に従事した者	－	日額	400円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	2,284千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	99千円
支給実績（令和５年度決算）	3,080千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	106千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	P.11と同じ	同じ	－	2,250千円	225,000円
住居手当		同じ	－	2,892千円	321,333円
通勤手当		同じ	－	3,392千円	113,069円
管理職手当		同じ	－	5,887千円	735,900円
休日勤務手当		同じ	－	0円	0円
夜間勤務手当		同じ	－	0円	0円
管理職員特別勤務手当		同じ	－	0円	0円